

入 札 説 明 書

この入札説明書は、岩手県立磐井病院が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

- | | |
|--------------|---------------------------|
| (1) 購入等件名 | 医療ガス（医療用液体酸素）単価契約 |
| (2) 調達件名の特質等 | 医療ガス（医療用液体酸素）単価契約購入仕様書による |
| (3) 納入期限 | 発注後、当院が指定する日 |
| (4) 納入場所 | 岩手県立磐井病院及び千厩病院 |

2 入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者（更生計画認可又は再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 岩手県知事が定める物品購入等競争入札参加資格を有し、令和 5・6・7 年度競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (4) 北上市、金ケ崎町、奥州市、平泉町、一関市、大船渡市、陸前高田市又は住田町に本社若しくは営業所を有し、緊急の場合に即時対応できるものであること。
- (5) 入札の日において、岩手県から、物品購入等に係る指名停止措置基準（平成 12 年 3 月 30 日制定）に基づく指名停止を受けていない者であること。

3 入札参加者に求められる事項

- (1) 入札参加者は、仕様審査等に必要な書類として、次の書類を令和 8 年 2 月 27 日（金）午後 5 時までに 13（4）の場所に 1 部提出しなければならない。なお、郵便による提出も認めるが期日必着とする。
 - ・一般競争入札参加申請書
 - ・薬品の卸販売の許可業者であることが証明できるものの写し
- (2) 3（1）の書類を提出した者は入札日の前日までの間において当該仕様等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 提出された書類は、岩手県立磐井病院において審査するものとする。

なお、仕様書等の補足、補正等は認めるが、令和 8 年 2 月 27 日（金）午後 5 時までとする。
- (5) 審査結果は、令和 8 年 3 月 4 日（水）午後 5 時までに電話又は F A X により通知する。
- (6) 本件入札に対して質問がある場合は、書面（様式は任意。F A X による提出可）により令和 8 年 3 月 4 日（水）午後 5 時までに 13（4）の場所に提出しなければならない。なお、回答は入札参加者に対し令和 8 年 3 月 6 日（水）午後 5 時までに F A X により回答す

る。

4 入札の方法等

- (1) 1(1)について単価で入札に付す。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (2) 入札書を直接提出する場合は、5(1)の日時に5(2)の場所に持参すること。
- (3) 入札書を郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は、令和8年3月9日（月）午後5時までに13(2)の場所に必着のこと。

また、封書は二重封筒とし、入札書を中封筒に密封のうえ、当該中封筒及び外封筒の表面に次の事項を記載すること。

ア 氏名（法人にあっては商号又は名称）

イ 「3月10日入札 医療ガス（医療用液体酸素）の入札書在中」

- (4) 入札書の金額以外の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し入札参加者の印を押印しなければならない。

また、一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

- (5) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。

5 入札、開札の日時及び場所

- (1) 日時

令和8年3月10日（火） 午前10時45分

- (2) 場所

岩手県立磐井病院 2階 多目的会議室

6 入札保証金

免除

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は、これを無効とする。

- (1) 競争入札の参加資格のない者が提出した入札書
- (2) 入札参加者に求められる事項を履行しなかった者が提出した入札書
- (3) 指定の日時までに指定の場所に到達しなかった入札書
- (4) 記名押印のない入札書
- (5) 入札金額を訂正した入札書
- (6) 誤字脱字等により必要事項が確認できない入札書
- (7) 入札件名の表示に重大な誤りがある入札書
- (8) 同一入札参加者又は代理人が二つ以上提出した入札書
- (9) 代理人が委任状を提出しないで提出した入札書
- (10) その他入札に関する条件に違反して提出した入札書

8 入札書に関する事項

入札書は、県で示す書式により次のことを表示すること。

- (1) 入札年月日
- (2) 入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印）
- (3) あて名は、「岩手県立磐井病院長」とする。
- (4) 入札金額（1 m³当たりの金額）
- (5) 件名
- (6) 規格
- (7) 数量（単位）

9 落札者の決定方法

- (1) 本件調達に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、医療局財務規程（昭和 51 年岩手県医療局管理規程第 6 号）第 190 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、立ち会っていない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

10 開札に立ち会う者に関する事項

開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札参加者又はその代理人の立ち会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

11 再度入札に関する事項

初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。入札執行回数は 3 回を限度とし、この限度内において落札者がいない場合は、入札を打ち切ることとする。

12 契約に関する事項

- (1) 落札者は、契約保証金として契約額の 100 分の 5 以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、次の場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - ア 落札者が保険会社との間に岩手県立磐井病院を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したとき。
 - イ 落札者が過去 2 年の間に国又は地方公共団体と、種類及び規模が同程度以上の契約を履行しており、その契約書の写しを 2 件分以上提出したとき。
- (2) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県立磐井病院に帰属する。
- (3) 落札者の決定後、契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告又は入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさ

ないことが判明した場合は、契約を締結しない。

13 その他

- (1) 納入期限は、当該契約物品を持込み、検査に合格し、引渡を完了するまでの期限とする。
- (2) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 契約者は、当該契約の完了後、その隠れたる瑕疵について補修又は取替えの責を負うものとする。
- (4) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
〒029-0192 岩手県一関市狐禅寺字大平 17 番地
岩手県立磐井病院 総務課管財係
電話：0191-23-3452 FAX：0191-23-9691
- (5) 仕様書に関する照会先
(4) に同じ